

建設関連業務委託に係る最低制限価格について（令和2年1月1日）

市が発注する建設関連業務委託に係る最低制限価格について、下記のとおり算定することとしたのでお知らせします。

記

1 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格

- (1) 最低制限価格については、測量業務は予定価格に82%、設計業務は予定価格に80%、地質調査業務は85%を乗じて得た額とする。
(計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。)
- (2) 測量・建設コンサルタント業務とは、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。

2 維持修繕業務委託に係る最低制限価格

- (1) 積算体系が土木工事標準歩掛によるもの
最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（K）に100分の110を乗じて得た額（ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

※ $K = A + B + C + D$

- A：直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- B：共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- C：現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- D：一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(K、A、B、C、Dのそれぞれの計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。)

- (2) 積算体系が土木標準歩掛によらないもの
最低制限価格は、予定価格に88%を乗じて得た額とする。
(計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。)
- (3) 維持修繕業務委託とは、測量・建設コンサルタント等業務委託を除く、清掃、除草、伐採、剪定、補植、点検業務等をいう。